

議案第 80 号

箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例の制定について

箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 1 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

神奈川県において国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業が実施されることに伴い、箱根町立宮城野保育園に置く保育士に国家戦略特別区域限定保育士を加えるとともに、放課後児童健全育成事業所等に置く職員及び職員の資格の基準について、保育士に国家戦略特別区域限定保育士を加えるため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例

(箱根町立宮城野保育園条例の一部改正)

第 1 条 箱根町立宮城野保育園条例（昭和 32 年箱根町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)」を加える。

(箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)」を加える。

(箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「(国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。